

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定に
基づく漁港台帳の様式及び漁港台帳に添附すべき図面

(昭和 32 年 2 月 16 日 農林省告示第 129 号)

改正 昭和 53 年 7 月 5 日 農林省告示第 793 号
平成 5 年 4 月 1 日 農林水産省告示第 289 号
令和元年 5 月 7 日 農林水産省告示第 32 号
令和元年 6 月 27 日 農林水産省告示第 472 号
令和 6 年 3 月 29 日 農林水産省告示第 667 号

漁港法施行規則(昭和二十六年農林省令第四十七号)第九条の二第二項及び第三項の規定に
基き、漁港台帳の様式及び漁港台帳に添附すべき図面を次のとおり定める。

一 漁港台帳の様式

表紙

<p><u>何 何 漁 港 台 帳</u></p> <p><u>漁港管理者名</u></p>
--

(用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。)

第一表

総 括 表

P

漁港の名称 漁港の種類 漁港の所在地 漁港の指定 漁港管理者の指定		第 種 年 月 日 (農林水産省告示第 号) 年 月 日 (告示第 号)					漁港の沿革					
漁港の区域	水 域					陸 域					備 考	
	(水面積 平方メートル)											
漁港 施設 総 括 表	種類	規模	漁港施設 明細表該 当ページ	種類	規模	漁港施設 明細表該 当ページ	種類	規模	漁港施設 明細表該 当ページ	種類	規模	漁港施設 明細表該 当ページ

第二表

漁 港 施 設 明 細 表 ()

P

漁 港 の 平 面 図 対 象 番 号	種 類	名 称	区 分	所 在 地	所 有 者	管 理 者	構 造			規 模						能 力	建 設 又 は 取 得 の 年 月 日	建 設 又 は 取 得 の 価 格	備 考
							様 式 又 是 型 式	主 要 用 材	そ の 他 の 構 造	延 長 (メー トル)	幅 員 (メー トル)	天 端 高 (メー トル)	水 深 (メー トル)	面 積 (平 方 メー ト ル)	そ の 他 の 規 模 数 量				

第三表

漁 港 施 設 の 増 減 表

P

種 類	名 称	区 分	年 月 日	増 減 事 項

二 漁港台帳に添附すべき図面

- (一) 漁港の平面図
- (二) 外郭施設及び係留施設の標準断面図
- (三) 水準面図

附 則 (平成五年四月一日農林水産省告示第二八九号)

- 1 この告示による改正前の指定工場生糸検査規程、家畜衛生試験場製品配布規程、動物医薬品検査所標準製剤等配布規程、東京肥飼料検査所抗菌性物質標準製剤配布規程、昭和四十二年八月一日農林省告示第千八十二号、農業生物資源研究所放射線育種場依頼照射規程、果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程、食品総合研究所講習規則、農業生物資源研究所試験研究用植物遺伝資源配布規程、農業生物資源研究所試験研究用微生物遺伝資源配布規程、昭和三十二年二月十六日農林省告示第百二十九号及び昭和三十六年二月八日農林省告示第百三十号(以下「関係告示」という。)に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。
- 2 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの告示による改正前の関係告示に規定する様式による書面は、この告示による改正後の関係告示に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (令和元年五月七日農林水産省告示第三二号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省告示第四七二号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日農林水産省告示第六六七号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。